

「オーバーツーリズムと宿泊税」

世界中でオーバーツーリズムへの関心が高まっている。海外ではスペインのバルセロナやスイスのツェルマット、アメリカのハワイ、日本では京都などが代表的地域で、日本では観光公害という表現が使われることもあるが、まずオーバーツーリズムの定義について確認したい。UNWTO（国連世界観光機関）では「観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、及び訪れる旅行者の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響」と定義している。日本では観光庁がその対策として、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」という総合支援策を最近とりまとめたところである。ここでは、入域税や宿泊税など複数あるオーバーツーリズム対策のなかで、海外のみならず日本でも導入（導入検討）する自治体が増加している宿泊税について詳しくみていきたい。

日本の宿泊税は、地方税法上の法定外目的税で、2002年に東京都が初めて導入し現在9の地方自治体が導入している（図表）。導入検討中の地方自治体は沖縄県など30以上にもなり、多くの地方自治体が検討するところとなっている。また、海外でも、欧米を中心に多くの国々が既に宿泊税を導入している。

宿泊税の目的は、東京都を例にとると「税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられる」としている。ともすれば過剰な観光客排除の税制ではないかと誤解されがちであるが、観光客や地域住民、観光産業にとって魅力的な環境やインフラ等を整備するもので、決して来客を拒むものではないと考える。

観光産業のすそ野は広く、地方創生の切り札ともされる。但し、地方における観光の状況は一様ではなく、地域の魅力を伝え観光客の誘致が必要な地域もあれば、過剰な観光客によって地域住民の生活が脅かされる地域も存在する。そのため、地域の実情に合わせた観光客も地域住民もともに納得できるような宿泊税の税率引き上げや使われ方が、重要になるのではなかろうか。

（商工総合研究所 主任研究員 川島宜孝）

（図表） 宿泊税を導入する地方自治体等と概要

自治体名	導入時期	税率設定	税額等	税率
東京都	2002年	定額	100～200円	
大阪府	2017年	定額	100～300円	
京都市	2018年	定額	200～1,000円	
金沢市	2019年	定額	200～500円	
倶知安町	2019年	定率		2%
福岡県	2020年	定額	50～200円	
福岡市	2020年	定額	150～450円	
北九州市	2020年	定額	150円	
長崎市	2023年	定額	100～500円	
ニセコ町	2024年11月予定	定額	100～2,000円	
米国ハワイ州オアフ島	2022年1月追加	定率	ハワイ州宿泊税10.25%+オアフ島宿泊税3%	13.25%

（資料）各地方自治体のホームページ情報に基づき筆者作成